

委託業務競争入札心得

(目的)

第1条 高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課の行う令和5年度公共交通マイナンバーカード活用実証事業委託業務（中土佐町窓口対応等）の競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）その他の法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札参加資格)

第2条 競争入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札においては、入札参加資格者として確認された者
- (2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者

2 また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

(入札の基本事項)

第3条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。契約金額は、入札書の記載金額に100分の10を加算した金額とし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を契約金額とする。ただし、単価契約の場合には契約金額の端数処理は行わない。

- 2 入札者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 3 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機していなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間に入札しない者は、辞退したものとして取り扱う。
- 4 入札者は、入札執行中は入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡をとってはならない。指示に従わないときは、投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- 5 入札時間を過ぎても指示に従わず、故意に投かんしないときは、入札の辞退があったものとして取り扱う。

(入札保証金)

第4条 入札者は、入札執行前に規則第9条（規則第30条において準用する場合を含む。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条（規則第30条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の方法等)

第6条 入札者は、指定の日時及び場所に出頭し、所定の様式による入札書により入札しなければならない。

2 入札者が代理人であるときは、委任状を提出し、その確認を受けた後でなければ入札することができない。

3 入札者が押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後入札しなければならない。

なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等が該当。顔写真付きの名刺は不可。）を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札者は、当該身分証明書を入札会場に持参すること。

4 入札書の住所氏名は、競争入札参加資格申請時に登録した住所氏名を記入し、登録した印を押印しなければならない。法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名を記入して、代表者印を押印しなければならない。代理人による入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をして、代理人の住所及び氏名を記入し、代理人の印を押印しなければならない。ただし、入札書の押印を省略する場合は、会社印及び代表者印又は代理人の押印は不要とする。

5 入札書の記載事項について訂正又は加筆したときは、必ずその箇所又は入札書の余白に押印し、必要事項を記載しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。

なお、押印を省略した入札書の記載事項については訂正は行わず、再作成すること。

6 入札金額は、1円未満の端数をつけることはできない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。ただし、単価契約の場合はこの限りでない。

7 入札者は、いったん投かんした入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。

(入札者の辞退)

第7条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届（第3号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

(2) 入札執行中であつては、前号の入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を、入札を執行する者及び立会人の双方に告げて確認を受けること。

3 入札を辞退した者は、入札を辞退したことを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものとする。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

(1) 入札者の記名（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名）を欠く入札書

- (2) 入札者の押印を欠く入札書。ただし、押印を省略した入札書にあっては、入札書を投かんした者の本人確認が行えなかった入札書
 - (3) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
 - (4) 入札の金額を訂正した入札書又は金額未記入の入札書、金額を絵取った入札書及び不鮮明な入札書
 - (5) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札書
 - (6) その他、入札の諸条件に違反した入札書
- (失格の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札をした場合
 - (2) 委任状を持参しない代理人が入札をした場合
 - (3) 明らかに談合によると認められる入札をした場合
 - (4) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第4条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）が入札をした場合
 - (5) 同一事項の入札について、他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をした場合
 - (6) 所定の入札箱に投かんしなかった場合
 - (7) 最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をした場合
- (入札執行の延期等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、若しくは取り止め、又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
 - (2) 入札者が談合し、又は不隠の行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。
- (落札者の決定方法)

第11条 次条による場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(最低制限価格を設けた場合の落札者の決定方法)

第11条の2 当該内容に適合した契約の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(落札宣言)

第12条 第11条から前条までにおいて落札となる入札があったときは、契約対象件名、入札書記載金額に100分の10を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第13条 落札となるべき同額の入札をした者が、2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの

参加を辞退する者は失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したもののとして取り扱う。なお、郵便等で入札を認めた場合において、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札等)

第14条 開札の結果、落札とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。

3 次の各号に掲げる入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(1) 第3条第3項から第5項までのいずれかの規定により辞退として取り扱われたとき。

(2) 第7条の規定により辞退したとき。

(3) 第9条の規定に基づき失格とされたとき。

4 再度入札において、前回の入札の最低入札価格以上の入札は、辞退の意思表示があったものとして取り扱うものとする。この場合において、次回の再度入札に参加することができない。ただし、再度入札前に前回の入札の最低入札価格を宣言しなかった場合はこの限りでない。

5 再度入札を行っても、なお落札者がいないときは、最低価格者から順次に随意契約の交渉を行うことがある。

6 落札者が契約を結ばないときは、落札決定の取消しや落札金額の制限範囲での随意契約を行うことがある。

(契約の確定)

第15条 契約書を作成する場合にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。ただし、電子契約サービスを利用する場合においては、契約内容を記録した電磁的記録に契約担当者双方が電子署名を行ったときに当該契約は確定する。

(契約保証金)

第16条 落札者は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

(入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）が寄せられた場合)

第17条 入札前に談合情報が寄せられた場合は、調査審議のうえ、その事実が認められない場合には入札を執行するが、落札決定は保留し、再審議の後、参加者に通知を行う。

2 入札後に談合情報が寄せられた場合は、調査審議のうえ、その事実が認められる場合には、落札者であっても契約を締結しない。

(異議の申立て)

第18条 入札者は、入札後にこの心得又はあらかじめ示された仕様書、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札記録)

第19条 入札結果は、入札記録にとりまとめて公表する。